

図画部門審査基準

<主題のとりえ方について>

1. 子どもらしい発想を尊重すること。子どもは時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアがあるものがよい。
2. 理解させるためディスカッションすること。
3. 宿題的な押しつけで描かせないこと。

<基準について>

(次のようなものは審査の対象外になります)

1. ごはんおよびお米を主題としていないもの。
2. スローガンや文字を入れたポスター的なもの。
3. おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
4. 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。
5. おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの（擬人化したもの）、および実在しないもの（空想やファンタジー性のあるもの）。
6. 石、木片、綿などを貼りつけたもの。

※ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは基準内として審査対象とします。

また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とします。

7. 紙の寸法が極端に大きいもの、または小さいもの。
8. 紙がボール紙のように厚いもの、または半紙のように薄いもの。
9. 台紙に貼って応募したもの。
10. メーカー名や企業名、ロゴマークなどを使用したもの、および宣伝になる恐れがあるもの。
11. パソコンなどでデジタル的に描かれたもの。
12. 道路交通関連法規などへの違反が疑われるもの。

※例トラクターの乗車定員オーバー（2人乗り）、乗車装置でない荷台に乗った姿が描かれたものなど。